

学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

学校保健安全法(学校保健安全法施行規則一部改正、平成24年4月1日より施行)により、「学校において予防すべき感染症」として下表のように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

第1種 治癒するまで出席停止	
病名	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ、MERS、新感染症、指定感染症	

第2種 疾病により、出席停止期間が異なる	
病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん (3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(すべての水ぶくれがかさぶたになるまで)
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

第3種 感染のおそれなくなるまで	
病名	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

※感染性胃腸炎は第3種の「その他の感染症」に含まれており、流行の状況により出席停止にできるという程度のもので、必ず出席停止になるというものではありません。